

藤井正大法律事務所

□ 弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□ 弁護士 堀大助 (hori@hey.ne.jp)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越デビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

\* 本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

\* ご不明点などございましたらお気軽にお尋ね下さい。また、お近くに配信をご希望の方がいらっしゃいましたら、どうぞ遠慮なくお知らせください（なお、メール配信も可能です）。

No.7(H21.10.1) 最近、夫の会社が借入を新たにするため、夫が将来の借入分も含めて無制限に保証する旨約束をしてしまいました。これって大丈夫？

Q 夫は食品加工会社の経営を任せられ代表取締役をしていますが、この度会社が運転資金を金融業者から借りる際に、会社の将来の借入分も含めて無制限に保証する約束をしてしまいました。夫が役員を退いた後のことが心配です。大丈夫でしょうか。



A これまで、一定の取引関係から生じる現在及び将来の不特定な債務を保証する、いわゆる根保証のうち、特に金額や期限に限定を設けずに保証する根保証（包括根保証）については、保証人の責任の範囲が広範で、ややもすると過重な負担を強いることになるため、保証債務の履行をめぐる争われることがたびたびありました。これまでの判例では、信義則により合理的範囲に責任を制限する考え方が次第に増える傾向にありました。

☆ これについては、最近立法的な解決がなされました。平成17年4月1日施行の民法改正で、貸金につき個人が保証する場合、包括根保証は禁止され、仮にそのような契約をしても無効という扱いをされることになりました。根保証については、保証の上限を定める限定根保証のみが認められ、その場合、保証の期間も最大5年までしか認められません（期間について定めが無ければ3年）。

☆ (ポイント) 改正法施行前に合意した貸金包括根保証契約は有効として扱われますが、改正法施行後3年しても元本が確定しない場合は、3年を経過した時点で元本が確定するという経過措置が設けられています。

● (注意点) 法人がする貸金包括根保証は従来通り有効と扱われます。

(次回の話題) 交渉時の相手方の一言がきっかけになり、契約を結んだのだが、契約後、それが虚偽だと判明した。契約をなかったこと出来る？また、こんなことになるなら当時の会話を録音すればよかったと思うが、黙って録音するのは違法？ (H21.11.1 予定)